

(2) 別表(1~4)

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市街地地域において、1mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区で1m以上の浸水が予想されている。

また、当会が立地する都志地域において、1m程度の浸水が予想されているほか、鳥飼地域で1m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間地区では地滑り等土砂災害が生じる恐れがある。

(地震:J-SHIS)

今後30年間で70~80%以上の確率で、マグニチュード8~9クラスの巨大地震が発生すると言われている。

(その他)

市内の洲本川流域及び都志川流域では、これまで数々の水害に見舞われてきた。特に、平成16年の台風第23号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害も甚大となっていた。

(2) 商工業者の状況【※市町全体のデータではなく、商工会又は商工会議所の管轄区域内のデータを記載してください】

- 商工業者等数 306人
- 小規模事業者数 254人

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、都志地域では都志側沿いから播磨灘までの危険度が高い広い地域に事業所が集積している。また鳥飼地域でも鳥飼川河口付近の危険度が高い地域には宿泊飲食業の事業所が集積し、鳥飼から広石、堺への鳥飼川沿いにもばらつきはあるものの製造業小売業等の事業所が存在する。

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	小売 卸売業	118	98	市内に広く分散している
	サービス業	84	70	市内に広く分散している
	製造業 他	104	86	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・洲本市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
306	254	R2	4	6
		R3	4	6
		R4	4	7
		R5	4	7
		R6	4	7

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前に準備しておく。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ①会報（毎月）、BCP取組状況の確認年1回、
- ②巡回指導時に施策を紹介
(まずは会員企業から、2年目から会員企業以外に紹介していくことを検討する)
- ③BCP策定セミナー1件
- ④啓発ポスターを商工会事務所内外に設置
- ⑤チラシを会員配布並びに洲本市五色町地域に3,200部新聞折込実施
- ⑥リスクの高い地区を中心に施策普及を行う

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・洲本市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8～9クラスの地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後12時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身まず安全確保をし、警報解除後に勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
3週間～3ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

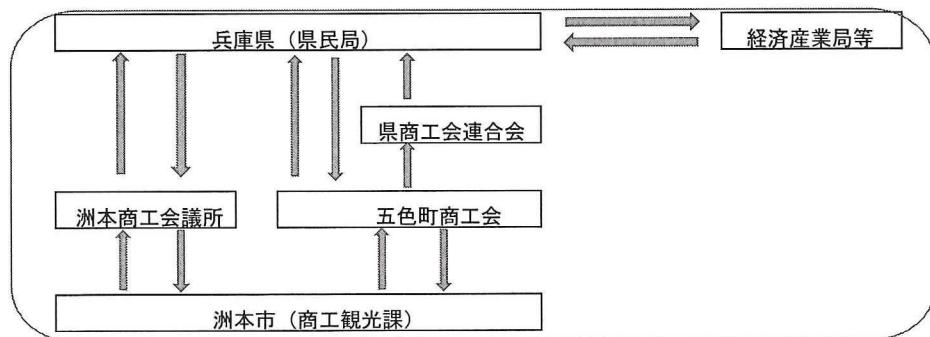
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の程度やの迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

被害の実態 物的被害：被害場所・被害額・被害の程度・復旧の見込み等
 人的被害：被災者・被災の状況等

指示命令系統・連絡体制

局長指示⇒各職員による巡回や電話での情報収集⇒局長とりまとめ⇒報告

- ・大規模災害の際には、必要に応じて近隣商工会や兵庫県商工会連合会や洲本商工会議所への応援を要請することが出来るよう、事前に確認しておく。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、洲本市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年1月現在)	
<p>(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）</p>	
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 　経営指導員 長井 栄子（連絡先は後述（3）①参照）</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う 　・本計画の具体的な取組の企画や実行 　・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</p> <p>(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先</p> <p>①商工会／商工会議所 　五色町商工会 　〒656-1301 兵庫県洲本市五色町都志202 　TEL：0799-33-0450 / FAX：0799-33-1330 　E-mail：goshō@themis@themis.ne.jp</p> <p>②関係市町 　洲本市役所 商工観光課 　〒656-8686 兵庫県洲本市本町3丁目-4-10 　TEL：0799-24-7613 / FAX：0799-23-0978 　E-mail：shoukou@city.sumoto.lg.jp</p> <p>※ その他 　・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。</p>	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	600	600	600	650	650
・専門家派遣費	200	200	200	250	250
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、洲本市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等